

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一
 - 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………六



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十六号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六条第二項を削る。

第七条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同

項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第十条の第三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
第八条の二及び第八条の三中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二十九条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十六条の二第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十七条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十七条第二項を削る。

第三十八条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第十八条において準用する条例第十条の第三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十四条第二項を削る。

第四十五条第二項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第二十四条において準用する条例第十条の第三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十五条に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院であ

る場合にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十八号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第三条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年山口県条例第一号。以下「介護医療院条例」という。）第三条に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十六条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十六条第二項を削る。

第五十七条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第二十八条において準用する条例第十条の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十一条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第六十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十四条第二項を削る。

第六十五条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三十二条において準用する条例第十条の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十一条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七十三条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十三条第二項を削る。

第七十四条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三十八条において準用する条例第十条の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十五条に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、介護老人保健施設条例第三条又は介護医療院条例第三条に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条第二項を削る。

第九十九条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第四十八条において準用する条例第十条の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百零二条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第一百三十三条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第一百零八条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百零八条第二項を削る。

第一百十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第二百二十条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第二百二十条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第二百二十二条に次の一項を加える。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第二百二十四条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第二百二十九条第二項を削り、同条第三項中「第六十条第一項第三号」を「第六十条第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第六十条第一項第四号」を「第六十条第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六十条第一項第五号」を「第六十条第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とする。

第二百三十条中「第六十一条第一項第四号」を「第六十一条第一項第三号」に改める。

第二百三十一条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十一条第二項を削る。

第二百三十三条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催する

とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第四百四十条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削り、「を有する病院である」を「である」に改める。

第四百四十一条中「及び第二百二十条」を「、第二百二十条及び第二百二十条の二」に改める。

第四百四十二条に次の一項を加える。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四百四十三条第一項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」と改め、同号イ(3)後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号口の共同生活室は、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十八号)第五条第一項第二号(療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、同条第二項において準用する同号)の食堂とみなす。

第四百四十四条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第四百五十条に次の一項を加える。

7 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とす

る。

一 第六十六条において準用する第二十條の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図るための取組に關する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減が行われていると認められること。

第六百五十一條第五項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六百五十三條第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に關する事項

第六百五十三條第二項を削る。

第六百六十二條の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第六百六十二條の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第六百六十五條中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律（平成十年法律第十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同條第八項に規定する指定感染症又は同條第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第六百六十六條中「及び第六百二十條」を「、第二百二十條及び第六百二十條の二」に改める。

第六百七十條第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に關する事項

第六百七十條第二項を削る。

第六百七十七條第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に關する事項

第六百七十七條第二項を削る。

第六百七十八條第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 一條例第八十二條において準用する一條例第十條の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六百八十二條中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八條第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同條第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った

上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第百八十三条第一項中「内容」の下に、「当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第百八十六条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第百八十九条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第八十六条において準用する条例第十条の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第百九十三条中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

第百九十三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な

説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第百九十四条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第百九十六条第二項中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

第百九十七条第三項中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

第百九十九条第五項中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

第百九十九条中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号及び第四号」を「同項第四号及び第五号」に改める。

第百九十九条中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

第百九十九条中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

第百九十九条中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条第一項第二号及び第二百四条第一項の改正規定 公布の日
- 二 第四十五条第二項、第五十五条、第五十七条第二項、第六十一条、第六十五条第二項、第九十五条、第九十九条第二項及び第三百三条の改正規定 令和六年六月一日

(虐待の防止に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第八条の三(改正後の規則第六十九条において準用する場合に限る。)及び第六十四条の規定の適用については、改正後の規則第八条の三中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の規則第六十四条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(第六号に掲げるものを除く。)」とする。

(重要事項の揭示に関する経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第二十九条第三項(改正後の規則第四十二条(改正後の規則第二百条において準用する場合を含む。)、第五十四条、第六十二条、第六十九条、第八十条(改正後の規則第九十七条第三項及び第二百一条において準用する場合を含む。)、第二百四十一条、第二百一十一条(改正後の規則第二百二十八条、第九十八條第三項及び第二百二条第六項において準用する場合を含む。)、第四百一十一条(改正後の規則第四百四十八条において準用する場合を含む。)、第六百六十六条、第七百七十四条、第九百九十六条第二項及び第九百九十五条において準用する場合を含む。))及び第九百八十六条第三項(改正後の規則第九十五条及び第二百三条において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に関する経過措置)

4 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第一百二十二条第四項(改正後の規則第九十八條第三項及び第二百二条第六項において準用する場合を含む。)、第二百二十四条第六項、第三百三十三條第四項及び第四百四十四條第六項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会に関する経過措置)

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第二百二十条の二(改正後の規則第二百二十八条、第四百四十一条(改正後の規則第四百四十八条において準用する場合を含む。)、第六百六十六条、第九百九十八條第三項及び第二百二条第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、改正後の規則第二百二十条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する経過措置)

6 この規則の施行の際現に存するユニット型指定短期入所療養介護事業所の建物(基

本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)の居室であつて、改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第四百四十三條第一号イ(3)の要件を満たすものについては、改正後の規則第四百四十三條第一号イ(3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

7 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第六十二条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十七号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十八条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十八条第二項を削る。

第三十九条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十九条の二第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第三十九条の二及び第三十九条の二の三中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四十三条の二第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において「重要事項」という。)を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十五条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十六条第二項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第二十四条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十六条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が法第一百五十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、介護老人保健施設

の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十八号。以下「介護老人保健施設条例」という。)第三条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年山口県条例第一号。以下「介護医療院条例」という。)第三条に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十七条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十七条第二項を削る。

第五十八条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第二十八条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十一条第一項第一号中「担当職員」の下に「、指定介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員」を加える。

第六十二条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第五項」を「第六項」に、「第九十三条第九項」を「第九十三条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第六十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十六条第二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三十二条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十四条に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が法第一百五十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、介護老人保健施設

条例第三条又は介護医療院条例第三条に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十五条の二第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八十七条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十七条第二項を削る。

第八十八条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第四十二条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

由の記録

第八十九条第二項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第九十条第三項中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第九十三条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第五項」を「第六項」に、「第十二条第九項」を「第六十二条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第九十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条第二項を削る。

第一百条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第一百条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第一百十条第二項中「担当職員」の下に「又は指定介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員」を加える。

第一百十一条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第一百十一条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を

検討するための委員会を定期的開催しなければならない。
第一百十三条に次の一項を加える。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第一百二十条第二項を削り、同条第三項中「第五十四条第一項第三号」を「第五十四条第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五十四条第一項第四号」を「第五十四条第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五十四条第一項第五号」を「第五十四条第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とする。

第一百二十一条中「第五十五条第一項第四号」を「第五十五条第一項第三号」に改める。

第一百二十二条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百二十二条第二項を削る。

第一百三十二条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削り、「を有する病院である」を「である」に改める。

第一百三十三条中「、第一百一条及び第一百十一条」を「から第一百一条まで、第一百十一条及び第一百十一条の二」に改める。

第一百三十四条に次の一項を加える。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第三百三十五条第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号ロの共同生活室は、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十八号)第五条第一項第二号(療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同条第二項において準用する同号)の食堂とみなす。

第四百二十二条に次の一項を加える。

7 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とす

る。

一 第五百九十九条において準用する第百十一条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図るための取組に關する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減が行われていると認められること。

第五百四十三条第五項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五百四十五条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に關する事項

第五百四十五条第二項を削る。

第五百四十一条の二を次のように改める。

（口腔衛生の管理）

第五百四十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第五百五十八条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合

において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第五百五十九条中「第七号及び第百十一条」を「第百条の二、第百七条、第百十一条及び第百十一条の二」に改める。

第六百六十三条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に關する事項

第六百六十三条第二項を削る。

第六百六十七条中「第四十三条の七」の下に「、第百条の二」を加え、「第百五十条から」を「第百五十条、第百五十一条、第百五十二条から」に改める。

第六百七十条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に關する事項

第六百七十条第二項を削る。

第六百七十一条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第七十六条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六百七十五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第

三百号の次に次の一号を加える。

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第七十六条第一項中「期間」の下に「、当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「」及び「」という。）を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第七十九条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第八十二条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 条例第八十条において準用する条例第十八条の三の三第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十六条中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

第八十六条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な

情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第八十七条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第九十条中「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第五号及び第六号」を「同項第六号及び第七号」に改める。

第九十三条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則 (施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十九条の二第一項第二号、第九十条第三項及び第九十三条第一項の改正規定 公布の日

二 第四十六条第二項、第五十六条、第五十八条第二項、第六十二条、第六十六条第二項、第八十四条、第八十八条第二項及び第九十三条の改正規定 令和六年六月一日

(虐待の防止に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十九条の二の三（改正後の規則第七十条において準用する場合に限る。）及び第六十五条の規定の適用については、改正後の規則第三十九条の二の三中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の規則第六十五条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（第六号に掲げるものを除く。）」とする。

(重要事項の揭示に関する経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第四十三条の二第三項(改正後の規則第五十五条、第六十三条、第七十条、第九十四条、第一百十二条(改正後の規則第十九条、第八十九条第三項及び第九十一条第六項において準用する場合を含む。)、第三十三条(改正後の規則第四十条において準用する場合を含む。)、第五十九条、第六十七條及び第九十条において準用する場合を含む。)、及び第七十九条第三項(改正後の規則第八十八条及び第九十二条において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に関する経過措置)

4 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百条の二(改正後の規則第十九条、第三十三条(改正後の規則第四十条において準用する場合を含む。)、第八十九条第三項及び第九十一条第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会に関する経過措置)

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百十一条の二(改正後の規則第十九条、第三十三条(改正後の規則第四十条において準用する場合を含む。)、第五十九条、第八十九条第三項及び第九十一条第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、改正後の規則第百十一条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する経過措置)

6 この規則の施行の際現に存するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)の居室であつて、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第百三十五条第一号イ(3)の要件を満たすものについては、改正後の規則第百三十五条第一号イ(3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

7 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第百五十一条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

令和六年三月二十九日印刷
令和六年三月二十九日発行

発行人所

山口県知事